



平成 29 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 さいか屋
代 表 者 名 代表取締役 岡本洋三
(コード 番号 8254 東証第二部)
問 合 せ 先 総務部長 堂前博史
Tel 046-845-6814

普通株式の単元株式数の変更、株式併合ならびに定款の一部変更および
株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 13 日開催の取締役会において、普通株式の単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の「第 85 回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」に普通株式の株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしました。併せて株主優待制度の変更について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 普通株式の単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。当社はかかる趣旨を踏まえ、当社普通株式の単元株式数（売買単位）を変更（1,000 株から 100 株に変更）することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 9 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 5 月 26 日開催予定の「第 85 回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」において、後記「2. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款の一部変更 (2) 定款変更の内容」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 普通株式の単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1売買あたりの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に合わせるとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年9月1日をもって、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (平成29年1月11日現在)	31,353,142株
株式併合により減少する普通株式の株式数(注1)	28,217,828株
株式併合後の普通株式の発行済株式総数(注1)	3,135,314株
株式併合後の発行可能株式総数(注2)	6,000,000株
(参考)普通株式の発行可能種類株式総数(注2)	6,000,000株

(注1) 上記「株式併合により減少する普通株式の株式数」および「株式併合後の普通株式の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の普通株式の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

(注2) 本株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少させる予定です。詳細については、後記「3. 定款の一部変更(2)定款変更の内容」をご参照ください。

④ 株式併合の影響

株式併合により、普通株式の発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
10株未満所有	97名（3.24%）	132株（0.00%）
10株以上所有	2,895名（96.76%）	31,353,010株（100.00%）
合計	2,992名（100.00%）	31,353,142株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様97名（所有株式数の合計132株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または8ページに記載の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成29年5月26日開催予定の当社「第85回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款の一部変更（2）定款変更の内容」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- A. 上記「1. 普通株式の単元株式数の変更（1）単元株式数の変更の目的」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を100株に変更するため、現行定款第7条について所要の変更を行うものであります。
- B. 上記「2. 株式併合」による普通株式の発行済株式総数の減少を行うことにより、現行定款第5条に規定される発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。
- C. 上記A、Bの変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年9月1日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>6,000</u>万株とする。</p> <p>2 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>6,000</u>万株</p> <p>A種優先株式 150万株</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>600</u>万株とする。</p> <p>2 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>600</u>万株</p> <p>A種優先株式 150万株</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、普通株式につき<u>1,000</u>株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、普通株式につき<u>100</u>株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>本定款の変更の効力発生日は、平成29年5月26日開催の第85回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会の議案にかかる株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の条件

平成29年5月26日開催予定の当社「第85回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」において、本定款の一部変更に関する議案および上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 普通株式の単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

平成29年4月13日 取締役会決議日

平成29年5月26日(予定) 定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会決議日

平成29年9月1日(予定) 普通株式の単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、普通株式の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年9月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年8月29日となります。

5. 株主優待制度の変更について

上記「1. 「普通株式の単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、株主優待制度を一部変更することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(1) 変更の理由

平成 29 年 5 月 26 日開催予定の「第 85 回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」において、平成 29 年 9 月 1 日を効力発生日とする当社株式の併合（10 株を 1 株に併合）に関する議案が承認可決されることを前提条件として、当社株主優待制度を一部変更するものであります。

(2) 変更の内容（下線は変更部分を表します）

現 行		変 更 後	
ご所有株式数	ご優待券枚数	ご所有株式数	ご優待券枚数
1,000 株以上 <u>2,000 株</u> 未満	半期 15 枚	<u>100 株</u> 以上 <u>200 株</u> 未満	半期 15 枚
<u>2,000 株</u> 以上 <u>3,000 株</u> 未満	半期 20 枚	<u>200 株</u> 以上 <u>300 株</u> 未満	半期 20 枚
<u>3,000 株</u> 以上 <u>5,000 株</u> 未満	半期 25 枚	<u>300 株</u> 以上 <u>500 株</u> 未満	半期 25 枚
<u>5,000 株</u> 以上 <u>10,000 株</u> 未満	半期 30 枚	<u>500 株</u> 以上 <u>1,000 株</u> 未満	半期 30 枚
<u>10,000 株</u> 以上	半期 35 枚	<u>1,000 株</u> 以上	半期 35 枚

(3) 対象となる株主様

毎年 2 月末日及び 8 月末日現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社株式 100 株（1 単元）以上を保有する株主様といたします。

(4) 株主優待の内容

従来と変わらず、「株主お買物優待券(直営駐車場ご利用券)」を進呈いたします。

(5) 変更の時期

平成 30 年 2 月 28 日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様から変更となります。

なお、平成 29 年 2 月 28 日現在及び平成 29 年 8 月 31 日現在を基準日とした株主優待は、上記現行の基準に基づき実施いたします。

(6) 株主優待制度の変更の条件

平成 29 年 5 月 26 日開催予定の「第 85 回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び上記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、普通株式を10株につき1株の割合で併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。

当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年9月1日をもって、当社の普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位(1売買単位当たりの価格)を証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)に合わせるとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 3. 株式併合および単元株式数変更に関する主なスケジュール(予定)は以下のとおりです。

平成29年5月26日 「第85回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」

平成29年8月28日 1,000株単位での売買の最終日

平成29年8月29日* 東京証券取引所の当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年9月1日* 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成29年9月下旬* 株主様へ株式併合割当通知発送

平成29年10月中旬* 端数処分代金の支払開始

*平成29年5月26日に開催予定の「第85回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会」において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 9 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数に応じて交付いたします。今後の具体的なスケジュールは Q 3 のとおりです。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 2	1,513 株	1 個	151 株	1 個	0.3 株
例 3	666 株	なし	66 株	なし	0.6 株
例 4	7 株	なし	なし	なし	0.7 株

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。なお、Q 5 の「株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合」については、該当する株主様に、Q 3 のスケジュールにより、別途ご案内いたします。

Q 7. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上